

学校給食費についての大切なお知らせ

さいたま市では、令和6年4月から学校給食費の取扱いを現在の私会計(各学校の校長が徴収・管理する方法)から、公会計(さいたま市で徴収・管理する方法)へ移行します。これに伴い、今後入学予定のお子様の保護者の方に以下の書類のお手続きをお願いします。

① 学校給食申込書をご提出ください

- ・必要事項を記入し1～2月頃に開催予定の入学説明会で学校に提出してください。
ひまわり、さくら草特別支援学校入学の方は、入学式で学校に提出してください。
- ・児童又は生徒一人につき1枚記入し、学校に提出してください。
- ・学校給食申込書はお子様がさいたま市立学校に在籍している期間(小～中学校の間の最大9年間、特別支援学校の場合は最大12年間)有効となります。
- ・食物アレルギー等により給食の提供を受けない予定の方は提出不要です。
(学校給食における食物アレルギー対応については、入学予定の学校にご相談ください。)

② 口座振替のお申込をしてください

- ・在校生の保護者様で兄弟分の口座振替を登録済の方も「口座振替依頼書」での申込が必要です。(新入学児童生徒はWebでの申込はできません。)
- ・別紙「口座振替依頼書」に必要事項を記入いただき、表紙(記載例)と4枚目の納付者保管用を切り取り、入学説明会で残りの2枚を学校に提出してください。ひまわり、さくら草特別支援学校入学の方は、入学式で学校に提出してください。
- ・保護者様の給与口座等、確実に引き落としができる口座での申込にご協力ください。
- ・口座振替対象金融機関は、「口座振替依頼書」記載例にてご確認ください。
- ・「口座振替依頼書」は、「学校給食費」「日本スポーツ振興センター保護者負担金」※の2件の申込用紙です。

※日本スポーツ振興センター保護者負担金(スポ振)とは、学校管理下における児童生徒等の負傷等に対する災害共済給付の掛金です。日本スポーツ振興センター災害給付については、毎年度4月に別途お知らせしています。

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/tabid/60/default.aspx>

学校給食費等の引落日

引落日	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
対象月	4・5月分	6月分	スポ振	7月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2・3月分

各月末日が休業日の場合は翌平日が引落日となります。

学校給食費月額(令和5年度現在)：小学校 4,380円(単価：260円) 中学校 5,130円(単価：317円)

ス ポ 振 (令和5年度現在)：小・中学校、中等教育学校(前期)、特別支援学校小・中学部 460円

特別支援学校高等部 1,765円

- ・納付額は、令和6年6月頃に改めてお知らせする予定です。
- ・口座振替手数料はさいたま市が負担します。
- ・毎年8月末に日本スポーツ振興センター保護者負担金を引き落とす予定です(加入者のみ)。

問い合わせ先

さいたま市教育委員会事務局 健康教育課

学校給食係 公会計担当

TEL 048-829-1591 FAX 048-829-1990

E-mail : kyoiku-kenko-kyoiku@city.saitama.lg.jp

学校給食費の公会計化と日本スポーツ振興センター保護者負担金に関するQ&A



右側を切り取り、通学する学校へご提出ください。

Q 学校給食費公会計化の目的は何ですか？

主な目的は、以下のとおりです。

- ・口座振替の際に市指定の複数金融機関から選択できるようにし利便性を向上すること。
- ・学校給食費を市の予算に計上することで会計の透明性を高めること。
- ・市が学校給食費を徴収することで学校現場の事務負担を軽減すること。

Q 口座振替申込は、納付義務者（学校に届出ている保護者等）の口座を登録しなければいけませんか？

納付義務者と口座名義人は必ずしも一致する必要はありません。お子様名義の口座を登録いただくことも可能ですが、保護者様の給与口座等、残高不足になりにくい口座の登録にご協力をお願いします。

Q 市立学校在学中の子供が二人以上いる場合、給食申込・口座振替申込はどうすれば良いですか？

お子様それぞれで給食申込と口座振替申込が必要となります。なお、兄弟姉妹で同一の振替口座を設定することは可能です。

Q 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度(スポ振)に加入する予定はありませんが、学校給食費と同時に口座申込されてしまうのですか？

スポ振に加入予定のない方については、口座振替依頼書は「さいたま市学校給食費」のみの申込と読み替えてください。加入については、毎年度学校を通じて保護者様に確認します。加入されない場合は、口座から日本スポーツ振興センター保護者負担金が引き落とされることはありません。

Q 学校徴収金(教材費等)の口座引き落としは学校給食費やスポ振と合わせての登録ですか？

学校給食費、スポ振とは別に手続きが必要です。詳細は各学校にご確認ください。

Q 今回登録する口座の引き落とし開始日はいつからですか？

令和6年6月末から引き落とし開始となります。残高管理にご注意ください。

Q 口座振替申込期限までに申込できなかった場合はどうなりますか？

口座振替が開始されるまでの間に納期限を迎えた学校給食費・スポ振保護者負担金は、教育委員会より郵送いたします納付書にて金融機関窓口やコンビニエンスストアでお支払いください。

Q 就学援助(又は生活保護)を受けていますが、口座振替登録は必要ですか？

現在支援を受けている方についても、支援が終了した段階で速やかに口座振替に移行できるよう申込の手続きをお願いします。

Q 残高不足で口座引き落としが出来なかった場合、①再振替可能ですか？ ②学校に現金を持参して支払うことはできますか？

①再振替は実施しません。教育委員会に連絡し、納付書の発行手続きをお願いします。

納付書で金融機関窓口やコンビニエンスストアにてお支払いができます。

②令和6年4月以降は学校で学校給食費・スポ振保護者負担金のお預かりはいたしません。①と同様に納付書をご利用ください。